

経済産業省

20250730保局第1号

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年9月9日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317保局第1号）の一部を改正する規程

新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>【取扱者以外に対する侵入防止措置】(省令第3条の2)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 機械器具等を施設する太陽電池発電設備を次の各号のいずれかにより施設する場合は、第1項の規定によらないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 機械器具等を次のいずれかにより施設する場合。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 充電部分が露出しない<u>機械器具等</u>を、次のいずれかにより施設すること。</p> <p>(イ) <u>機械器具等</u>を地表上2m以上の高さに、かつ、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>(ロ) <u>機械器具等</u>に人が接近又は接触しないよう、さく、へい等を設け、又は<u>機械器具等</u>を金属管に収める等の防護措置を施すこと。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>【支持物の標準仕様】(省令第4条)</p> <p>第9条 太陽電池モジュールの支持物を、次の各号いずれかにより地上に設置する場合は、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定によらないことができる。</p> <p>一 一般仕様</p> <p><u>9-1</u>表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>9-1</u>表 (略)</p> <p>イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 構造体は、<u>9-2</u>表によること</p> <p style="text-align: center;"><u>9-2</u>表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>【取扱者以外に対する侵入防止措置】(省令第3条の2)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 機械器具等を施設する太陽電池発電設備を次の各号のいずれかにより施設する場合は、第1項の規定によらないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 機械器具等を次のいずれかにより施設する場合。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 充電部分が露出しない<u>機械器具</u>を、次のいずれかにより施設すること。</p> <p>(イ) <u>機械器具</u>を地表上2m以上の高さに、かつ、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>(ロ) <u>機械器具</u>に人が接近又は接触しないよう、さく、へい等を設け、又は<u>機械器具</u>を金属管に収める等の防護措置を施すこと。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>【支持物の標準仕様】(省令第4条)</p> <p>第9条 太陽電池モジュールの支持物を、次の各号いずれかにより地上に設置する場合は、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定によらないことができる。</p> <p>一 一般仕様</p> <p><u>8-1</u>表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>8-1</u>表 (略)</p> <p>イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 構造体は、<u>8-2</u>表によること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8-2</u>表 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(ロ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 基礎及び地盤は、<u>9-3</u> 表によること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9-3</u> 表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(イ)に示す部材番号ごとに <u>9-4</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9-4</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8-5</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9-5</u> 表 (略)</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(ホ)に示す部材番号ごとに <u>9-6</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9-6</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>9-7</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9-7</u> 表 (略)</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p> <p>二 強風仕様</p> <p><u>9-8</u> 表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>9-8</u> 表 (略)</p> <p>イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 構造体は、<u>9-9</u> 表によること</p>	<p>(ロ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 基礎及び地盤は、<u>8-3</u> 表によること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8-3</u> 表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(イ)に示す部材番号ごとに <u>8-4</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8-4</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8-5</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8-5</u> 表 (略)</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(ホ)に示す部材番号ごとに <u>8-6</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8-6</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8-7</u> 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8-7</u> 表 (略)</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p> <p>二 強風仕様</p> <p><u>8-8</u> 表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>8-8</u> 表 (略)</p> <p>イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 構造体は、<u>8-9</u> 表によること</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>9</u>-9 表 (略)</p> <p>(ロ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 基礎及び地盤は、<u>9</u>-10 表によること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9</u>-10 表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(イ)に示す部材番号ごとに <u>9</u>-11 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9</u>-11 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>9</u>-12 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9</u>-12 表 (略)</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(ホ)に示す部材番号ごとに <u>9</u>-13 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9</u>-13 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>9</u>-14 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>9</u>-14 表 (略)</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p> <p>三 多雪仕様</p> <p><u>9</u>-15 表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>9</u>-15 表 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>8</u>-9 表 (略)</p> <p>(ロ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 基礎及び地盤は、<u>8</u>-10 表によること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8</u>-10 表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(イ)に示す部材番号ごとに <u>8</u>-11 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8</u>-11 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8</u>-12 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8</u>-12 表 (略)</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 使用部材は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 支持架構の部材は、(ホ)に示す部材番号ごとに <u>8</u>-13 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8</u>-13 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8</u>-14 表に示すものであること。</p> <p style="text-align: center;"><u>8</u>-14 表 (略)</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p> <p>三 多雪仕様</p> <p><u>8</u>-15 表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>8</u>-15 表 (略)</p>

改正後	改正前
<p>イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。 (イ) 構造体は、<u>9-16</u> 表によること。 <u>9-16</u> 表 (略)</p> <p>(ロ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 基礎及び地盤は、<u>9-17</u> 表によること。 <u>9-17</u> 表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 使用部材は、次に適合するものであること。 (1) 支持架構の部材は、(イ)に示す部材番号ごとに <u>9-18</u> 表に示すものであること。 <u>9-18</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>9-19</u> 表に示すものであること。 <u>9-19</u> 表 (略)</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 使用部材は、次に適合するものであること。 (1) 支持架構の部材は、(ホ)に示す部材番号ごとに <u>9-20</u> 表に示すものであること。 <u>9-20</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>9-21</u> 表に示すものであること。 <u>9-21</u> 表 (略)</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p>	<p>イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。 (イ) 構造体は、<u>8-16</u> 表によること。 <u>8-16</u> 表 (略)</p> <p>(ロ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 基礎及び地盤は、<u>8-17</u> 表によること。 <u>8-17</u> 表 (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 使用部材は、次に適合するものであること。 (1) 支持架構の部材は、(イ)に示す部材番号ごとに <u>8-18</u> 表に示すものであること。 <u>8-18</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8-19</u> 表に示すものであること。 <u>8-19</u> 表 (略)</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(へ) 使用部材は、次に適合するものであること。 (1) 支持架構の部材は、(ホ)に示す部材番号ごとに <u>8-20</u> 表に示すものであること。 <u>8-20</u> 表 (略)</p> <p>(2) 締結材は、<u>8-21</u> 表に示すものであること。 <u>8-21</u> 表 (略)</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>【追尾型太陽電池発電設備】（省令第4条）</u></p> <p><u>第10条 太陽光を追尾する機能を有する太陽電池発電設備は、次の各号に適合するものであること。</u></p> <p>一 <u>太陽電池モジュール及び支持物の接合部の可動範囲が定められており、かつその範囲を超えて接合部が動かないこと。</u></p> <p>二 <u>支持物及び接合部は、第3条の各種荷重を基礎として、アレイ面に作用する荷重の偏りを考慮して想定される荷重に対し追尾時のあらゆる姿勢において安定であること。ただし、太陽電池発電設備が強風時及び積雪時に退避姿勢に移行する機能を有する場合には、風圧荷重及び積雪荷重に対しては、退避姿勢において安定であること。</u></p> <p>三 <u>前号ただし書の場合には、退避姿勢に移行を開始する風速及び積雪量は、支持物及び接合部が、風速又は積雪量が当該退避姿勢に移行する風速又は積雪量を超える場合を除き、前号本文の荷重に対し退避姿勢に移行する前の姿勢において安定であるように定められていること。</u></p> <p>四 <u>第二号ただし書の場合には、支持物及び接合部は、風速又は積雪量が退避姿勢に移行を開始する風速に1.1を乗じた風速又は退避姿勢に移行する積雪量である場合における風圧荷重及び積雪荷重に対し退避姿勢への移行を開始した時から当該移行が完了するまでの間の姿勢において安定であること。</u></p> <p>五 <u>第二号ただし書の場合には、移行に係る風速及び積雪量を計測する装置は、太陽電池発電設備を設置する場所における風速及び積雪量を適切に計測できる位置に設置されていること。</u></p> <p>六 <u>フェールセーフを考慮して設計されていること。</u></p> <p><u>【高さ9mを超える太陽電池発電設備】（省令第4条第6号）</u> <u>第11条・第12条（略）</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>【高さ9mを越える太陽電池発電設備】（省令第4条第6号）</u> <u>第10条・第11条（略）</u></p>